

コンピュータ・ネットワーク利用ガイドライン（学生向け）

名古屋芸術大学メディア教育センター運営委員会

<位置付け>

本ガイドラインは、学生等が大学においてコンピュータやネットワークを利用するにあたって遵守すべき事項をまとめたものである。

<一般利用>

1. コンピュータやネットワークの利用時における情報の内容については、本学は基本的に関知せず、利用者が良識を持って判断しなければならない。
2. 本学のコンピュータやネットワークは教育・研究を支援する為のものである。利用者は公用と私用の区別を意識して教育・研究以外の目的で利用しないように心掛けなければならない。

<機器の持ち込み・機器の持ち出し>

1. 利用者のコンピュータを持ち込み、学内ネットワークに接続する場合は、ネットワーク接続許可申請を行わなければならない。
2. 利用者のコンピュータを持ち込み、学内ネットワークに接続する場合、利用者は利用者のコンピュータがウイルス等に感染していないことを確認した後、ネットワークに接続しなければならない。なお、利用者のコンピュータにファイル共有ソフトがインストールしてある場合は学内ネットワークへ接続をしてはならない。
3. 機器を持ち出す場合は、設置責任者の許可が必要である。持ち出す場合は十分な機器管理が必要となる。なお、機密情報等のデータが保存されている場合は機器の持ち出しを禁ずる。

<ウイルス対策・セキュリティ対策>

1. 利用者はウイルス防止対策をとらなければならない。コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに最新のウイルス定義ファイルを使用するように設定をすることが望ましい。また、コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールしていない場合はインターネット上でコンピュータウイルスをチェックできるサイト等を活用してウイルスチェックを定期的実施しなければならない。
2. OSやアプリケーションソフトウェアにセキュリティ上問題となる不具合が発見された場合には、製造元から修正プログラム（セキュリティパッチ）が配布されることがあるので、定期的確認し必要な対応をとらなければならない。

3. メール添付のファイルはウイルス検査後開く。
4. ウイルス感染の可能性のあるファイルを扱うときは、マクロ機能の自動実行は行なわない。
5. 外部から持ち込まれたデータ及びダウンロードしたファイルはウイルス検査後開くことが望ましい。
6. 利用者は、機密情報を慎重に管理し情報の漏洩を防ぐ必要がある。なお、ファイル共有ソフトがインストールしてあるコンピュータの使用を禁ずる。
7. 他人のID・パスワードの無断使用や、他の組織・コンピュータへの不正な侵入を行ってはならない。
8. 各種ログイン等に使うパスワードは定期的に変更することが望ましい。また、簡単に推測可能なパスワードを設定してはならない。

<知的所有権>

1. 知的所有権（著作権、商標権、特許権など）に配慮しなければならない。
2. ソフトウェアの不正取得やライセンス条項を無視した利用をしてはならない。

<インターネット・電子メール>

1. 電子メールやインターネット上の掲示板などを用いて他人を誹謗中傷してはならない。
2. 機密情報及び公序良俗に反する情報を発信してはならない。
3. 不適切なサイトにアクセスしてはならない。また、信頼できないサイトへアクセスする場合は、トラブルなどに十分注意しなければならない。

<ファイル転送>

1. 出所が不明なファイルや内容に確信がもてないファイルをダウンロードしてはならない。
2. 大きなサイズのファイルをダウンロードするときは、他の利用者への影響を考慮しなければならない。

<機器の設置・システムの変更>

1. 利用者は無線ルータ・アクセスポイント（無線LAN親機・中継器）を設置してはならない。
2. 利用者は無断で学内のネットワーク・コンピュータ等のシステムの変更をしてはならない。
3. 利用者は無断で学内のコンピュータ等にソフトウェアをインストールしてはならない。

<バックアップ>

1. データのバックアップは利用者の責任で行なわなければならない。
2. 利用者は、やむを得ない事由により学内のコンピュータやネットワーク機器等が故障した場合、利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ了承するものとする。

<報告義務>

1. ウイルスの発見時・感染時や不正アクセスの痕跡を発見した場合はすみやかに教職員に報告しなければならない。
2. ネットワークを利用中に障害を検知した場合は、速やかに教職員に報告しなければならない。

<関連規程等>

コンピュータ教室等の利用の詳細については、別途、規程や利用ガイド等によって定め、詳細な実施手順はこれらに従わなければならない。

<罰則>

このガイドラインに違反する場合は、学内のコンピュータやネットワークの利用を禁止する場合がある。さらに悪質な場合には学則に則り処罰する場合がある。

附 則

このガイドラインは、2010年4月1日から施行する。